## 川崎市簡易宿泊所火災(第11報)

消 防 庁 平成27年5月26日 18時30分現在 ※下線部は前回からの変更箇所

1 発生日時等

発生時刻:調査中

覚知時刻:平成27年 5月17日 2時10分鎮圧時刻:平成27年 5月17日 4時31分鎮火時刻:平成27年 5月17日 19時00分

2 発生場所

住 所:川崎市川崎区日進町26番3号

用 途:簡易宿泊所2棟

3 建物概要

(出火建物)

構造 : 木造 階数 : 2階建て 建築面積: 227㎡ 延面積 : 545㎡

(類焼建物)

構造 : 木造 階数 : 2階建て 建築面積:195㎡ 延面積 : 463㎡

4 死傷者等

(1)人的被害

死 者 :10人

負傷者 : <u>18人</u> (重症<u>5人</u>、中等症2人、軽症11名) ※5月26日に死亡が確認された1名は死者として計上

(2) 建物被害

(出火建物) <sup>连揖 程 度 · 仝 恃</sup>

焼損程度:全焼 焼損床面積:調査中

(類焼建物)

焼損程度:全焼 焼損床面積:調査中

5 火災原因等 調査中

- 6 消防用設備等の設置状況 消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯
- 7 防火管理の状況防火管理者選任有、消防計画届出有
- 8 最新の立入検査平成26年 8月14日(出火建物)
- 9 消防庁の対応

5月17日(日)8時15分 川崎市から第1報受領 消防庁災害対策室設置(消防庁第1次応急体制)9時30分 川崎市から第2報受領 13時30分 川崎市から第3報受領
9時30分 川崎市から第2報受領 13時30分 川崎市から第3報受領
13時30分 川崎市から第3報受領
and a state of the
16時00分 川崎市から第4報受領
17時00分 川崎市から第5報受領
20時00分 川崎市から最終報受領
21時00分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官
の火災原因調査を実施することを決定
5月18日(月) 8時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官
の火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究
センター職員6名が川崎市消防局に到着
9時30分 川崎市消防局他、関係機関と合同で実況見分を開始
18時00分 川崎市から第7報受領
18時30分 川崎市消防局他、関係機関との実況見分を終了
20時45分 各都道府県消防防災主幹部長等あてに消防庁予防調
長から「簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底につ
いて」(平成27年5月18日付け消防予第201号)を
通知
5月19日(火) 9時30分 消防庁職員2名及び消防研究センター職員4名が川
崎市消防局他、関係機関と合同で実況見分を開始
18時00分 川崎市消防局他、関係機関との実況見分を終了
5月20日(水) 11時30分 川崎市から第8報受領
13時30分 川崎市から第9報受領
18時30分 川崎市から第10報受領
5月21日(木) 11時00分 川崎市から第11報受領
5月26日 (火) 17時30分 川崎市から第12報受領

## <連絡先>

消防庁予防課企画調整係

千葉・桂川

Tel (03)5253-7523 Fax (03)5253-7533